

環境水の水質基準

生活環境の保全に関する環境基準(海域)

ア

項目類型	利用目的 の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境 保全及 びB以下 の欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと。	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
B	水産2級 工業用水 及びCの 欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格17に定 める方法(た だし、B類型 の工業用水及 び水産2級の うちノリ養殖 の利水点にお ける測定方法 はアルカリ性 法)	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	付表13に掲げ る方法	

イ

項目類型	利用目的 の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境 保全及び II以下の 欄に掲げ るもの (水産2 種及び3 種を除 く。)	0.2mg/L以 下	0.02mg/L以 下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
II	水産1種 水浴及び III以下 の欄に掲 げるもの (水産2 種及び3 種を除 く。)	0.3mg/L以 下	0.03mg/L以 下	
III	水産2種 及びIVの 欄に掲げ るもの (水産3 種を除 く。)	0.6mg/L以 下	0.05mg/L以 下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息 環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以 下	
測定方法		規格45.4又 は45.6に定 める方法	規格46.3に 定める方法	

ウ

項目類型	水生生物 の生息状 況の適応 性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生物 A	水生生物 の生息す る水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第 1 の 2 の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特 A	生物 A の 水域のう ち、水生 生物の産 卵場（繁 殖場）又 は幼稚仔 の生育場 として特 に保全が 必要な水 域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格53に定 める方法	付表11に掲 げる方法	付表12に掲 げる方法	